

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月28日（月）13時54分～15時19分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県機械器具等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。 その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額58円と使用者代表委員の提示額46円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。 労働者代表委員は「前回の提示から他県でさまざま結審され、県内でも50円という数字が出ている。それらを見ながら、はん用機械の魅力を発揮していきたいし、地賃との優位性も担保したい。さらには、引上げ率5%以上は確保したい思いもあり、52円を提示する。」と金額提示があった。 使用者代表委員は「前回連合広島の春闘引上げ率300人未満の4.53%を根拠に提示を行ったが、引上げ率を検討する中で、経団連500人未満が3.92%、全国中小企業団体中央会の7月1日時点の300人以下の事業所の平均賃金改定率が3.74%というデータがある中で、我々として最大限の額を提示した。が、審議を前に進めるという意味で1円アップの47円を提示する。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが合意には至らなかったところであるが、公益案を提示することの理解を得られたことから、公益代表委員から、現行の特定最低賃金額1,020円を50円引き上げて1,070円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。 10月30日に開催予定の第557回本審で部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他			

今後の審議会の開催予定

第 557 回本審 10 月 30 日（水）午後 2 時 00 分～

（異議申出があった場合）

第 558 回本審 11 月 15 日（金）午前 10 時 00 分～